

総統推第 329 号
令和 6 年 10 月 11 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総 務 大 臣
村 上 誠 一 郎

諮問第 189 号
令和 7 年国勢調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）
第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(令和7年国勢調査に係る匿名データの作成について)

1 匿名データの作成対象とする統計調査

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）において、ユーザーのニーズを考慮し、匿名データの提供対象とする統計調査・年次の追加等に取り組むこととされていることを踏まえ、以下に掲げる統計調査について、統計法（平成19年法律第53号）第35条第1項の規定に基づき、匿名データの作成を行う予定である。

作成対象の統計調査	調査年次	(参考) 作成済みの調査年次
国勢調査	令和7年	平成12年、17年、22年、27年及び令和2年

2 調査事項の主な変更点

匿名データの作成対象である令和7年国勢調査の調査事項については、前回調査（令和2年調査）から、以下の点を変更している。ただし、設問内容については、変更していない。

- 大規模調査年の調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年も含め、5年おきに継続的に把握
(注：令和7年調査は簡易調査)
- 調査票に記入して回答する場合に、調査員記入項目としていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者の回答事項に変更

3 各調査事項の匿名化处理

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえて総務省統計研究研修所の支援を受けた結果、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）の「匿名データの作成に係る匿名化处理基準」の匿名化处理が令和7年国勢調査の各調査事項に対応することを検証済みである（別添1参照）。

4 匿名データの作成方法

匿名データについては、令和7年国勢調査の結果の公表後に、ガイドラインを踏まえて総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、実際の調査票情報を用いて別添1の匿名化处理の検証を実施した上で作成する（別添2参照）。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準との対応表（令和7年国勢調査）

別添1

匿名化処理基準 (統計研究研修所記入欄)	令和7年国勢調査 (統計研究研修所記入欄)
I 統計調査共通で適用する処理（※しきい値は、各調査において設定）	
1 識別情報に関する処理	
(1) 提供しない調査事項等 調査対象を特定する危険性の高い識別情報である調査事項等（氏名、住所、出生の年月、調査地域の番号等）は提供しない。	
ア 個人が特定できる調査事項等 <ul style="list-style-type: none"> 氏名、勤め先 など 出生の元号・年・月（提供する場合は、年齢に換算する） 	<ul style="list-style-type: none"> 5 氏名 15 勤め先・業主などの名称 7 出生の年月（年齢に換算して提供）
イ 調査対象が特定できる調査事項等 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域に関する情報（実査で使用した調査区番号などの市区町村よりも詳細な地域情報）、建物が特定される調査事項 など 	<ul style="list-style-type: none"> 調査区番号
ウ 現住居以外の地域に関する調査事項等 <ul style="list-style-type: none"> 以前住んでいた場所、従業している場所、通学している場所 など（市区町村などの地域情報） 	<ul style="list-style-type: none"> 11 5年前（令和2年10月1日）にはどこに住んでいましたか（住んでいた市区町村） 13 従業地又は通学地（従業・通学している市区町村）
エ 直近の災害等に関する調査事項	—
(2) 調査対象の削除 調査票情報において、提供する地域ごとの出現頻度が低く特定される可能性の高い調査対象を削除することを検討する。	
ア 世帯人員に関する削除処理 <ul style="list-style-type: none"> 世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。） 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人員
イ 同一年齢の世帯人員に関する削除処理 <ul style="list-style-type: none"> 同一年齢の世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯（原則として、15歳未満を対象とする。また、直近の国勢調査のしきい値を確認し検討する。） 	<ul style="list-style-type: none"> 同一年齢の15歳未満の世帯人員
ウ 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員についての削除処理 <ul style="list-style-type: none"> 介護等に関する調査事項等に該当する世帯人員について、累積の構成割合又は度数が、設定したしきい値により決定した上限値を超えた人数のいる世帯 	—
(3) 実査の際に付与される情報の匿名化処理 実査の際に付与される情報について、調査対象が特定される可能性が高い場合、匿名化処理を行うことを検討する。	
ア 調査票情報の配列順の並べ替え（調査対象のランダムソート） <ul style="list-style-type: none"> 調査対象が特定できる可能性の高い識別情報（世帯番号、住宅番号等が該当）は、配列順の並べ替え、再付与等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯番号 世帯員番号
イ 集計用乗率（復元倍率）の再付与 <ul style="list-style-type: none"> 集計用乗率（復元倍率）から調査対象の抽出方法が判明し、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、有用性を考慮した上で再付与等を検討する。 	—

匿名化処理基準 (統計研究研修所記入欄)	令和7年国勢調査 (統計研究研修所記入欄)
I 統計調査共通で適用する処理 (※しきい値は、各調査において設定)	
2 調査事項等の内容や性質によりしきい値を設定し行う処理 提供する地域等ごとの調査事項等の分布状況において、設定したしきい値よりも出現する構成割合又は度数が少ないなど調査対象が特定される可能性が高くなる調査事項等について、内容や性質と統計調査の目的との関係性を考慮して、匿名化処理を検討する。 なお、調査事項に回答する調査対象が限定されるなど、調査対象が特定される可能性が高くなる場合は、調査事項等を提供しない又は調査対象を削除することを検討する。	
(1) 量的データに関する調査事項等 (数量を直接記入又は記入内容から数量に換算する調査事項等) (年齢、階数、面積、回数、時期(〇年〇月)、期間(〇年〇か月)、時間、金額などが該当)	
ア 累積の構成割合又は度数の分布状況から、設定したしきい値により決定した上限(下限)値を上(下)回る場合には、トップ(ボトム)コーディング <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限(下限)値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区別に検討する。 ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに上限(下限)値が異なる場合は、より粗い値を採用する。 ・ 単位にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4 建物全体の階数 ・4 住んでいる階数 ・【加工】年齢
イ 構成割合又は度数の分布状況により、リコーディング(階級区分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体集計等で使用している区分、有用性を考慮し、階級区分を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4 建物全体の階数 ・4 住んでいる階数 ・【加工】年齢
ウ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア、イ等の匿名化処理	—
(2) 質的データに関する調査事項等 (「(1)量的データに関する調査事項等」以外)	
ア 構成割合又は度数の分布状況により、設定したしきい値により決定した下限値を下回る場合には、リコーディング <ul style="list-style-type: none"> ・ しきい値は、提供する地域、世帯の種類、建て方などの区別に検討する。 ・ 「不詳」又は「不詳」に相当する区分は、リコーディングしない。 ・ 「その他」は、原則としてリコーディングしない。 (ただし、「その他」以外の区分にリコーディングの対象となる区分がない場合は、「その他」とリコーディングすることは可) ・ 区分を統合する場合は、その内容及び性質、本体集計等で使用している区分、有用性を考慮しリコーディングを検討する。 ・ 同一の調査事項等について、調査票ごとに区分等が異なる場合は、より粗い区分を採用する。 ・ 介護、教育等に関する内容の調査事項等について、他の調査事項等との関連性を確認した上でリコーディングを検討する。 ・ 調査事項等が、意識を問う内容(「なぜですか」、「～したいですか」などが該当)の場合、そのまま提供できるかを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 世帯の種類 ・3 住居の種類 ・4 住宅の建て方 ・5 男女の別 ・6 世帯主との続き柄 ・8 配偶者の有無 ・9 国籍 ・10 現在の場所に住んでいる期間 ・11 5年前(令和2年10月1日)にはどこに住んでいましたか(区分) ・12 令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか ・13 従業地又は通学地(区分) ・14 勤めか自営かの別 ・15 事業の内容(産業) ・16 本人の仕事の内容(職業) ・【加工】世帯の家族類型 ・【加工】3世代世帯か否か
イ 他の調査事項等の匿名化処理に伴い匿名化処理が必要となる場合、上記ア等の匿名化処理	—

匿名化処理基準 (統計研究研修所記入欄)	令和7年国勢調査 (統計研究研修所記入欄)
II 各統計調査で独自に行う処理	
1 提供する地域 (市区町村以上の地域情報) 各統計調査において、提供する地域(都道府県、市区町村等)を決定する。	・人口50万以上の市区又は都道府県
2 サンプルング・リサンプリング率 各統計調査において、調査方法を考慮し抽出した調査票情報の一部を提供する。 <p>【国勢調査】 一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約1%</p> <p>【社会生活基本調査】 世帯単位に約80% (調査票A、調査票Bごとに抽出する。)</p> <p>【就業構造基本調査】 世帯単位に約80%</p> <p>【住宅・土地統計調査】 住宅単位に約10% (調査票甲及び乙を合わせて抽出し、両方の調査票に共通の調査事項等を提供する。)</p> <p>【労働力調査】 世帯単位に約80%(基礎調査票を抽出する。但し、沖縄県は約20%とする。)</p> <p>【全国家計構造調査】 世帯単位に約80% (次の世帯について、世帯の種類(二人以上の世帯、単身世帯)ごとに抽出する。 ・基本調査世帯、家計調査世帯特別調査世帯及び全国単身世帯収支実態調査世帯 ・簡易調査世帯 世帯票、家計簿、年収・貯蓄等調査票がすべて揃っている世帯を提供する。)</p> <p>【国民生活基礎調査】 世帯単位に約20%</p> <p>【賃金構造基本統計調査】 労働者単位に約40%</p>	・一般世帯は世帯単位に、施設等世帯は個人単位に約1%
3 世帯・個人識別情報の匿名化 各統計調査の特性により調査対象が特定される可能性が高い場合は匿名化処理を行う。(提供する地域ごとに検討を行う。)	
<p>【国勢調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯の削除 ・父子世帯の削除 ・子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除 <p>【社会生活基本調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯、父子世帯において、出現頻度の少ない世帯を削除 <p>【住宅・土地統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯の削除 <p>【労働力調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛官及び受刑者のレコードを削除 <p>【国民生活基礎調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子世帯の削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 <p>【賃金構造基本統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営の事業所の削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・母集団に対して一意又は二意となる世帯又は個人がいる世帯の削除 ・父子世帯の削除 ・子供の数が多く、世帯主・配偶者が外国人である世帯を削除 ・年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除 ・年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除
4 攪乱処理 調査単位、調査対象等が、特定又は推定されないようスワッピング、誤差の導入などの匿名化処理を必要に応じて行う。	
<p>【国勢調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの調査対象を入れ替える。(スワッピング) 	・2つの調査対象を入れ替える。

令和 7 年国勢調査 匿名データの作成方針

国勢調査は、国内の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的に世帯及びその世帯員を対象に 5 年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高いことから、匿名データを作成するものである。

令和 7 年国勢調査（以下「本調査」という。）について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案した措置を講ずるものとする。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた国勢調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票情報から、以下の匿名データを作成する。

世帯の種類	サンプリング率	(参考) 令和 2 年	
		調査本体の 標本の大きさ	匿名データの 標本の大きさ
一般世帯	約 1 %	約 5,570 万世帯	約 56 万世帯
施設等の世帯		約 300 万人	約 3 万人

3 適用する匿名化処理

調査票情報への匿名化処理については、本調査の結果の公表後に、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、匿名化処理基準の匿名化処理と令和 7 年国勢調査の各調査事項との対応に関する検証結果を踏まえて行う。

なお、匿名化処理を行う際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の必要な匿名化処理を検討する。

4 提供予定時期

令和 10 年 9 月（予定）

1 国勢調査の概要 (前回調査 (大規模調査年) ・令和2年 (2020年))

調査所管課 総務省 統計局 統計調査部 国勢統計課

調査の目的 国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする

調査の概要

<p>調査の沿革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大正9年(1920年)以降、ほぼ5年周期で実施 ➢ 西暦の末尾が0の年に大規模調査、末尾が5の年に簡易調査を実施 ※今回申請の令和7年(2025年)の調査は、22回目の調査(簡易調査) 	<p>調査対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本邦に常住する者 (外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等を除く。)
<p>調査期日 調査周期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査実施年10月1日午前零時現在 ➢ 5年周期 	<p>調査方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査員、郵送及びオンライン
<p>調査事項</p>	<p><毎回把握></p> <p>①氏名、②男女の別、③出生の年月、④世帯主との続柄、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦就業状態、⑧所属の事業所の名称及び事業の種類、⑨仕事の種類、⑩従業上の地位、⑪従業地又は通学地、⑫世帯の種類、⑬世帯員の数、⑭住居の種類、⑮住宅の建て方</p> <p>※前回調査時は、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、調査員が記入(オンラインで回答する場合は報告者が入力)</p> <p><大規模調査年のみ把握></p> <p>①現在の住居における居住期間、②5年前の住居の所在地、③在学、卒業等教育の状況、④従業地又は通学地までの利用交通手段</p>	<p>結果公表 (公表時期は、調査実施年を基準に記載)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 速報集計 人口速報集計：翌年6月 ➢ 基本集計 ①人口等基本集計：翌年11月 ②就業状態等基本集計：翌々年5月 ➢ 抽出詳細集計：翌々年12月 ➢ 従業地・通学地集計：翌々年7月 ➢ 人口移動集計 ①移動人口の男女・年齢等集計：翌々年2月 ②移動人口の就業状態等集計：翌々年8月 ➢ 小地域集計 該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表 <p>※前回調査時は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、各集計の公表時期について、当初計画から1～4か月繰下げ(令和2年8月承認)</p>